

令和6年度 いじめ防止に係る全体計画

東広島市立三ツ城小学校

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

【いじめ防止対策推進法】

第二条

いじめの定義

第四条

いじめの禁止

第十三条

学校いじめ防止基本方針

第十五条

学校におけるいじめの防
止

第二十二條

学校におけるいじめの防
止等の対策のための組織
(平成 25 年 6 月 28 日公布)

【いじめの防止等のための 基本的な方針】

(平成 25 年 文部科学省)

【東広島いじめゼロ宣言】

(平成 26 年 東広島いじ
めゼロ！子どもサミット)

【学年いじめゼロ宣言】

毎年5月までに作成

校訓 「和」

【学校教育目標】

よりよく生きようとする子どもの育成

【めざす子ども像】

つづける子 つながる子 つくす子

【三ツ城小学校いじめ防止基本方針】

いじめの早期発見の手立てや、いじめが起きた場合の対応の在り方等の
ポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期
対応についての基本的な認識や考え方について示したもの

いじめ防止委員会

校務運営規程

(いじめ防止等に係る校内委員会)

第 19 条 いじめを早期に発見し、いじめ防止に向けた取組を推進して
いくためいじめ防止等に係る校内委員会を置く。

2 いじめ防止に係る校内委員会は、校長、教頭、主幹教諭、教務主
任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、外部講師（スクールカ
ウンセラー等）、その他校長が認める職員をもって構成する。

生徒指導部

○生徒指導主事を中心として、いじめの未然防止・早期発見
早期対応に組織的に取り組む。

・いじめアンケート（6月・11月・2月）、個別の面談
（7月・12月）等、学校全体の取組を推進する。

・毎月第4火曜日に行う生徒指導推進委員会において、
各学級の状況を報告、いじめにつながる事案についての
情報交換と指導方針を協議する。

・いじめが発生した場合には、いじめ対応マニュアルに基
づき、的確に対応する。

・「生徒指導提要」を活用した定期的な校内研修を行い、
教職員がチームとなって積極的な生徒指導の充実を図
る。

いじめ相談窓口

教頭・生徒指導主事・養護教諭

道徳科

○児童が心をひらいて豊かにかかわり合う中で、望ましい人間関係
を形成し、よりよい学校生活を築こうとする自主的・実践的な態
度を育てる。

・生命尊重に係る内容項目を年3回実施する

【地域の実態】

○新興住宅やマンションが
多く、地域とのかかわりを
もとうとする気持ちが薄
い。

○交通量が多く、自然と触れ
合う場や遊び場が少ない。

【学校の実態】

○新興住宅地に位置してい
り、保護者の教育に対する
関心は高く、学校への期待
も大きい。

○大規模校で児童数や学級
数、職員数が多い分、異学
年合同での活動が組みに
く、縦割りでの集団のか
かわりが少ない。

【児童の実態】

○素朴で素直な児童が多い
が、礼儀・規範意識につい
て課題のある児童がいる。

○近年、自己中心的な児童が
増え、家族以外の他者とコ
ミュニケーションがとり
にくい児童が増えてきて
いる。コロナ禍で欠席する
ことへ抵抗感が薄れ、その
まま学校に来づらくなる
児童も増加傾向にある。

特 別 活 動

○集団の一員としての自覚を
深め、協力してよりよい生
活を築こうとする自主的・
実践的な態度を育てる。

《児童会活動》

・「東広島いじめゼロ」宣言に
対する取組

《学級活動》

・全校集会と学級活動をリン
クさせた全校一斉の取組

7月 いじめの実態

(児童アンケートから)

12月 いじめの実態

(児童アンケートから)

2月 いじめの実態

(児童アンケートから)

《体験的な活動》

・社会・勤労体験

・ボランティア体験

・集団宿泊活動

《異年齢集団活動》

・1年生を迎える会

・6年生を送る会

・クラブ（4・5・6年生）

各 教 科

○「生徒指導提要」に示され
た生徒指導の実践上の視点
を生かした授業改善を図
り、基礎・基本の確かな定
着を図る。

《自己決定の場の提供》

・学習規律の定着

(つづける子)

《自己存在感の感受》

・自分の考えをもち、交流
する中で意見をつなげ、
自分の考えを深める授業
づくり (つながる子)

《共感的な人間関係の育成》

・教職員と児童及び児童同
士が尊重し、共感的に理
解したり、人の役に立つ
喜びを感じたりする活動
(つくす子)

《安全・安心な風土の醸成》

・互いの個性や多様性を認
め合い、安心して学べる風
土づくり

・自己評価、相互評価、教
師間評価による学びの実
感

家 庭 ・ 地 域 ・ 関 係 機 関 と の 連 携

○安心・安全な学校を基盤とする。

○家庭・地域・関係機関との連携と交流を深め、協力体制を確立して、いじめ防止を推進する。

○家庭や地域の一員としての自覚と自己有用感をもたせ、地域に貢献できる児童を育成する。(つくす子)

・ホームページ、学校便り「みつじょうの丘」、PTA 広報紙「みつじょうの風」、学年通信等による情報の発信

・参観日、学級懇談

・PTA 活動や地域行事への参加